

いちご一会とちぎ国体壬生町協賛取扱基準

1 目的

いちご一会とちぎ国体壬生町協賛取扱要項第4の協賛への謝意に関することについて、次のとおり定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・法人・団体	10万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	10万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・法人・団体	10万円以上	協賛者リンク貼付、写真及び記事	報告書等に協賛者名表示	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	○
	10万円未満	協賛者名			

4 備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合、上記2の謝意実施基準については評価額を1/2とする。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議して対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛すると申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。

- (5) ホームページのロゴ掲出やリンク先貼付については、いちご一会とちぎ国体壬生町実行委員会事務局（以下「事務局」という。）にて内容確認のうえ対応する。
- (6) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に事務局に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇〇は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{いちご一会とちぎ国体} \\ \text{第77回国民体育大会大会} \end{array} \right\}$

壬生町開催 $\left\{ \begin{array}{l} \text{を応援しています。} \\ \text{の協賛企業です。} \\ \text{「 } \quad \quad \quad \text{」競技会を応援しています。} \\ \text{「 } \quad \quad \quad \text{」競技会の協賛企業です。} \end{array} \right\}$